（大阪大学名誉教授）　坂本　幸哉
従三位に叙する
（東京都立大学名誉教授）　野村　好弘
正四位に叙する
村上　與平
従七位に叙する（以上七月二十二日）
（准空尉）　田代　孝博
従七位に叙する（七月二十三日）
正七位に叙する　草野　信夫
従七位に叙する（以上七月二十五日）　山ノ口幸二
正七位に叙する（七月二十七日）　山口　達男
正八位　扇田　文夫
従五位に叙する（七月二十八日）

○叙勲

岡本　文男　高橋　章　中村　泰敏
増田　忠行　和田　秀峰
旭日単光章を授ける（各通）（七月十七日）
有地　萬歳　今福　優
黒岩佐武郎　若林　達治
旭日単光章を授ける（各通）（七月十八日）
佐々木睦二　中川　明人
三谷又三郎　山田　芳國
旭日単光章を授ける（各通）（七月十九日）
北瀬　良春　辻　蓮海　前田　勇
旭日単光章を授ける（各通）（七月二十日）
鯉渕　昇
旭日中綬章を授ける
濱田　範雄　平山　惠一
旭日双光章を授ける（各通）
宮田　純男　山下　中富
旭日単光章を授ける（各通）（以上七月二十一日）
市川　壽藏　鏡　肇雄　金子　文雄
（東京都公立学校長）
木村　清　木村　林藏
芹澤　秀明　高井　正路
中村　敏和　橋本寅之助
安田　修
瑞宝双光章を授ける（各通）
岩丸　岩三　高橋　進
時岡　俊一　中村　博之
（三重県松阪地区広域消防組合消防司令）　堀口　秀樹
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十七日）
竹歳　和章
野村外代治
櫻木　隆司
田村　勇
星野　留男
川嵜　正己
瑞宝中綬章を授ける
菊地　謙一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石川　貞吉　江沼　勇
倉　幸吉　左近　昭明
鈴木　武夫　土肥　光之
藤岡　正明　三村日出雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
浦崎　政春　黒木　隆巨
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十八日）
（国立大学法人職員）　上田　裕清
瑞宝小綬章を授ける
赤峰　壽將　荒尾　律雄
加藤　明　川崎　春男
坂本　一朗　下沢　浩
関坂　和夫　竹元　知章
長谷川　敏　藤原　忠夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
麻生　久巳　内海　正昭
岡田　勝夫　助川　親
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十九日）
海老澤英夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
揚石　孝　梅沢　隆男
小林　典郎　佐久間幸男
竹森大次郎　田崎　隆公
稟田　治美
瑞宝双光章を授ける（各通）
大川　豊　杉浦貴四郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十日）
（防衛技官）
上田　圭秀
（三等陸佐）
串山　小一
松倉　克寛
村上　寛
瑞宝双光章を授ける（各通）
狩野　義雄
原　基之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十一日）
高原　亮治
平津　甲二
大藪　修一
篠原　強
濱名　篤
山本　半二
奥田　清
小宮　弘次
助工　輝夫
西田　兼康
藤原　忠夫
江頭　三郎
濱田　勉
増川　順三
岸上　延一
佐竹　新一
栂瀬　順一
渡邉　寶
和泉　孝夫
太田　幹夫
河本　徹也
日名　將雄
六鹿　良道
永井　敦
安田喜久雄
（東京都立大学名誉教授）　野村　好弘
瑞宝中綬章を授ける（七月二十二日）
（准空尉）　田代　孝博
瑞宝単光章を授ける（七月二十三日）
山ノ口幸二
瑞宝単光章を授ける（七月二十五日）
（在日アメリカ合衆国海軍司令官）アメリカ合衆国海軍少将　ジェームズ・ダン・クロイド
旭日重光章を贈与する
（在本邦ドイツ連邦共和国大使館付国防武官）ドイツ連邦共和国海軍大佐　ヨアヒム・グトー
旭日中綬章を贈与する（以上八月十五日）

皇室事項

御弔電

天皇皇后両陛下は、オランダ国王子フリゾー殿下薨去につき、八月二十三日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、八月二十四日ウクライナ国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、八月二十五日ウルグアイ国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十五年八月二十七日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

法第27条第1項第2号の規定に係る事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
神奈川県支部	神奈川県横浜市中区本町二丁目15番地	神奈川県横浜市中区日本大通7番地	平成25年8月12日（月）

公告

諸事項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成25年８月27日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社大和友の会	山口県宇部市北小羽山町二丁目136番地の472	友第6008号	平成25年７月31日